



平成 22 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 東 洋 証 券 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 篠 田 哲 志
(コード番号 8614 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 桑 原 理 哲
(TEL.03 - 5117 - 1255)

日本証券業協会及び株式会社大阪証券取引所による処分に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 10 日付で、日本証券業協会及び株式会社大阪証券取引所より、下記のとおり処分を受けましたのでお知らせいたします。

記

< 株式会社大阪証券取引所による処分に至った概要 >

1. 処分に至った経緯

(1) 作為的相場形成に係る受託

当社の機関投資家営業部(行為当時。現在法人部。)の元マネージャーは、平成 21 年 2 月 26 日、大阪証券取引所第二部に上場する特定銘柄について、担当海外顧客の国内発注代理人から、特定銘柄の終値引上げ依頼を受け、同日、これを実行しました。

当該行為は、金融商品取引法第 38 条第 6 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 20 号に規定する「実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、上場金融商品等に係る買付け若しくは売付けの受託等をする行為」に該当するものです。

2. 株式会社大阪証券取引所の処分等の内容

(1) 過怠金 700 万円

(2) 業務改善報告書の提出

< 日本証券業協会による処分に至った概要 >

1. 処分に至った経緯

(1) 作為的相場形成に係る受託

大阪支店における作為的相場形成の受託等

当社大阪支店の元営業部長は、平成 20 年 6 月～同年 12 月迄の期間に実勢を反映しない作為的な相場が形成されることを認識したうえで、担当する複数の顧客から東京証券取引所市場第一部に上場する 社株式に係る買い超形態及び高値でのクロス注文を複数回にわたり受託、執行しました。

当該行為は、金融商品取引法第 38 条第 6 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 20 号に規定する「実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、上場金融商品等に係る買付け若しくは売付けの受託等をする行為」に該当するものです。

なお、本件に関しては、平成 22 年 4 月 16 日付で株式会社東京証券取引所より過剰金処分を受けております。

本店・機関投資家営業部における作為的相場形成の受託等

前述、株式会社大阪証券取引所の処分事案のとおりです。

(2) 不公正取引防止のための売買管理態勢が不十分な状況

当社においては、売買管理態勢に重大な不備が認められました。

当該状況は、日本証券業協会自主規制規則「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」第 4 条第 4 項に違反するもので、また、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 12 号(平成 21 年 6 月 1 日改正前のもの。)に規定する「実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき上場金融商品等に係る買付け若しくは売付けの受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」に該当するものです。

2. 日本証券業協会の処分等の内容

(1) 譴責

(2) 業務改善報告書の提出

< 今後の対応等 >

当社は内部管理態勢の充実に取り組んでまいりましたが、今回このような処分を受けることとなり、お客さまをはじめ関係各位に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

また、当社は今回の処分を厳粛且つ真摯に受け止め、今後は、かかる事態の起ることのないよう全役職員に法令遵守の徹底を図るとともに内部管理態勢の充実・強化に取り組んでまいり所存です。

以 上